

INTERVIEW . 02

いつかの未来への備え。 相続で知つておきたい“争続”を避けるための優先順位。

相続税課税対象の裾野が広がったことにより、節税に关心を持つ人が増えている。

しかし、対策を練る前に、老後に必要な生活資金を確保しなければならない。

私たちが今からできることは何なのか、税理士の瀬戸英晴氏に相続税対策について伺つた。

円満な相続を行うために 押さえておくべき三つの優先順位。



「税理士法人 福岡中央会計」所長税理士の瀬戸英晴氏

「当事務所でも相続税対策のご相談を受ける機会が増えました。その際、優先順位を踏まえたうえで、じっくり検討することをおすすめしています」と瀬戸氏。つい、節税ばかりに目を奪われがちだが、財産を残す側の「豊かな老後を確保すること」と残される側の「争いを避けること」がより重要な課題となる。

そのため、第一に考えるべきは、老後の生活と親子兄弟の人間関係。節税目的のアパート経営など不動産の有効活用は、十分な計画をしないまま貯蓄をつぎ込むことで、老後の生活設計が窮屈になってしまふ。そのため、分割していく財産を増やすことで、相続人同士が揉め事に発展する。争続の火種となってしまうのは元も子もない。「相続税対策が主役になり、豊かであるべき老後の生活や人間関係が蝕まれることは、絶対に避けなければならなりません」と注意を促す。

第二に優先するのは、財産に見合った納め、家業を継ぐ人などキーパーソンとなる

相続が身近で深刻な問題になつていて、「当事務所でも相続税対策のご相談を受ける機会が増えました。その際、優先順位を踏まえたうえで、じっくり検討することをおすすめしています」と瀬戸氏。つい、節税ばかりに目を奪われがちだが、財産を残す側の「豊かな老後を確保すること」と残される側の「争いを避けること」がより重要な課題となる。

事前に話し合つておくことが肝要。

税資金の確保。財産を増やすために分散投資は欠かせないが、とりわけ相続にあたつてはキャッシュのありがたみを実感することになる。そして、これらを踏まえたうえでテクニカルな相続税の節税対策を検討するこれが第三の優先順位。この順番を誤らなければ、きっと円満な相続が迎えられるはずだ。

「相続税対象の裾野が広がったことにより、節税に关心を持つ人が増えている。しかし、対策を練る前に、老後に必要な生活資金を確保しなければならない。私たちが今からできることは何なのか、税理士の瀬戸英晴氏に相続税対策について伺つた。

そのため、第一に考えるべきは、老後の生活と親子兄弟の人間関係。節税目的のアパート経営など不動産の有効活用は、十分な計画をしないまま貯蓄をつぎ込むことで、老後の生活設計が窮屈になってしまふ。そのため、分割していく財産を増やすことで、相続人同士が揉め事に発展する。争続の火種となってしまうのは元も子もない。「相続税対策が主役になり、豊かであるべき老後の生活や人間関係が蝕まれることは、絶対に避けなければならない」と注意を促す。

第二に優先するのは、財産に見合った納め、家業を継ぐ人などキーパーソンとなる

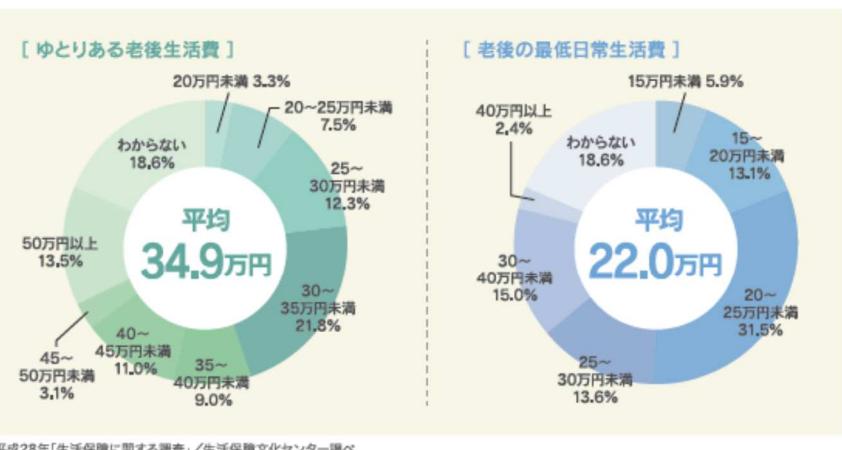
まず、老後の生活資金がいくら必要なかを確認してほしい。夫婦2人の「老後の最低日常生活費」は月額22万円、「ゆとりある老後生活費」は月額34万9000円と発表されている。これに家の修繕費や介護費用も考慮するとなると、公的年金の手厚い会社員であっても、60歳の定年時には3000万円の資金が必要だろう。

そこで注目したいのが、生命保険の存在。生命保険は受取人を指定すれば、その受取人「固有の財産」となるため、遺産分割の対象にならない。さらに、相続人一人あたり500万円の非課税枠は税負担の軽減にもなる。ただし、生命保険の受取人が遺産分割の対象財産を平等に分けるように主張すると、かえって相続人同士の不公平を引き起こしてしまう。「それを解消するため、家業を継ぐ人などキーパーソンとなる

相続人を受取人に指定しておき、受け取る財産が少ない相続人に対して保険金相当額を支払うよう遺言で指示しておけば、争いを避けることができます」。このように相続人の間での不平等感を調整するためのキャッシュを「代償金」といい、贈与税のかからない便利な手法として利用できる。

また、円滑な遺産分割や納税資金を確保するために、相続財産のうち不動産の一部を売却しなければならないケースも少なくない。その場合は不動産の売却金額やコスト、税金の負担割合を決めておく「換価分割」という手法を用いることで比較的合意に至りやすい。「財産を残す側が売却する物件を特定しておること、財産を残される側が売却の手順や税負担をあらかじめ知つておくことが、争続を回避するための布石となります」。

財産を残す側のちょっととした配慮と残された側の税金に対する予備知識により、相続人の間での「争続」は回避できる。そして、家族みんなが元気なうちに専門家と一緒にじっかり話し合い、お互いを思いやる。想続に繋げてほしい。



INFORMATION

税理士法人 福岡中央会計

[住所]福岡市中央区天神5-7-3 福岡天神北ビル3F

[電話]092-715-5551 ※受付時間:月～金 9:00～18:00(休日:土・日・祝日) [HP]<http://www.fc-tax.com>